令和元年台風第19号に係る栃木県災害廃棄物処理方針

令和元(2019)年11月20日 栃木県環境森林部廃棄物対策課

令和元年台風第19号の被害に伴い、栃木県内で多様かつ大量の災害廃棄物が発生していることから、早期の復旧・復興の実現に向け、県内の災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう必要な事項を定める。

I 基本方針

1 処理対象

令和元年台風第19号により発生した災害廃棄物

2 処理主体

市町 (廃棄物処理法第4条第1項)

【県の役割】

廃棄物処理法第4条第2項及び第4条の2の規定に基づき、非常災害時における廃棄物の 適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担し、市町と連携・協力する。

- ・ 県内市町等、他都道府県、国、民間事業者団体等と連携した支援・協力の調整
- ・ 市町への技術的支援
- ・ 県内における災害廃棄物処理の進捗管理
- ・ 情報の収集・提供 等

3 災害廃棄物の発生推計量 (令和元(2019)年11月15日時点)

約10万トン

4 処理期間

発災後1年間での処理完了を目指す。

5 処理方法

- 住民の生活環境保全及び公衆衛生上の支障防止の観点から、県内市町及び一部事務組合、 国、民間事業者団体等並びに県が連携し、適正かつ迅速な処理を実行する。
- 分別を徹底し、可能な限り再資源化や減量化を行い、最終処分量を低減する。
- 県内での処理を基本とし、既存の県内廃棄物処理施設において処理が困難な場合には、県 外広域処理等を検討する。

6 財源

環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用する。

Ⅱ 実施方針

1 災害廃棄物の発生推計量

(1) 市町別の発生推計量

栃木県における災害廃棄物の市町別発生推計量は、表1のとおりであり、県内の合計は約10万トンと推計した。

表1 災害廃棄物の市町別発生推計量(令和元(2019)年11月15日時点)

市町	発生推計量(トン)	処理済量 (トン)	処理進捗率 (%)	【参考】 H29(2017)年度ごみ 総排出量(トン)
宇都宮市	4, 140	710	17. 1	178, 983
足利市	7, 500	817	10.9	58, 813
栃木市	21,500	4, 073	18.9	54, 685
佐野市	48, 526	1, 457	3.0	39, 204
鹿沼市	10, 503	1,800	17. 1	31, 023
日光市	41	18	43. 9	38, 339
小山市	630	515	81. 7	56, 224
真岡市	40	0	0.0	21, 977
大田原市	50	47	94. 0	23, 624
矢板市	40	0	0.0	10, 046
那須塩原市	_	-	-	42, 980
さくら市	1,000	0	0.0	14, 412
那須烏山市	5, 369	19	0.3	8, 702
下野市	2,060	312	15. 1	16, 493
上三川町	161	1	0.6	10, 430
益子町		1	ı	5, 644
茂木町	800	51	6.4	3, 303
市貝町		1	ı	2, 416
芳賀町		1	ı	3, 478
壬生町	80	0	0.0	13, 543
野木町	_	-		7, 951
塩谷町	18	2	10.6	2,771
高根沢町	_			7, 238
那須町	303	0	0.0	10, 702
那珂川町	2	2	69. 3	4, 999
計	102, 764	9, 823	9. 6	667, 980

[※] 上表中の「発生推計量」は現時点での推計値であり、今後変動する可能性がある。

[※] 推計方法は、市町によって異なる。端数処理によって合計値が合わない場合がある。

2 処理の基本的事項

(1) 対象とする災害廃棄物

令和元年台風第19号により発生した災害廃棄物を対象とする。

表 2 災害廃棄物の種類

種類	説明	(参考) 平成30年7月豪雨 発生推計量割合※ [岡山県] (%)
可燃物	繊維類、紙、木、プラスチック等が混在した廃棄物	7. 5
廃畳	畳	1. 1
不燃物	がれき類、ガラス、陶磁器、レンガ等	15. 3
コンクリートがら	コンクリート片、ブロック、アスファルトくず等	41. 0
木くず	柱、梁、壁材、流木等	10. 9
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等	1. 4
廃家電	テレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被 害を受け使用できなくなったもの	1. 0
土砂混じりがれき	土砂が混在したがれき類等	7. 7
その他処理困難物	消火器やボンベ類等の危険物、スプリング入りマットレス、石膏ボード、タイヤ等の市町の処理施設では処理が 困難なもの	0.4
混合廃棄物	可燃物、不燃物、木質廃材、コンクリート塊、金属類等、 様々な種類の災害廃棄物が混在したもの	13. 7

※平成30年7月豪雨災害に係る岡山県災害廃棄物処理実行計画(令和元年7月16日改訂版)の数値を基に記載

(2) 役割分担

災害廃棄物の処理における市町と県の役割は、表3のとおりとする。

表3 市町と県の役割

市町	栃木県				
災害廃棄物の処理主体	市町の支援、関係機関との連絡・調整				
○被害の把握	○県内市町等、他都道府県、国、民間事業				
○関係機関への協力・支援要請	者団体等と連携した支援・協力の調整				
○災害廃棄物の処理	○市町への技術的支援				
○仮置場の設置・運営	○県内における災害廃棄物処理の進捗管理				
○住民への広報・啓発	○災害報告書作成に係る市町への支援				
○災害報告書の作成・国庫補助金の申請	○情報の収集・提供 等				
○情報の収集					

(2) 処理方法

① 処理フロー

栃木県内で発生した災害廃棄物の処理における基本的なフローは次のとおり。

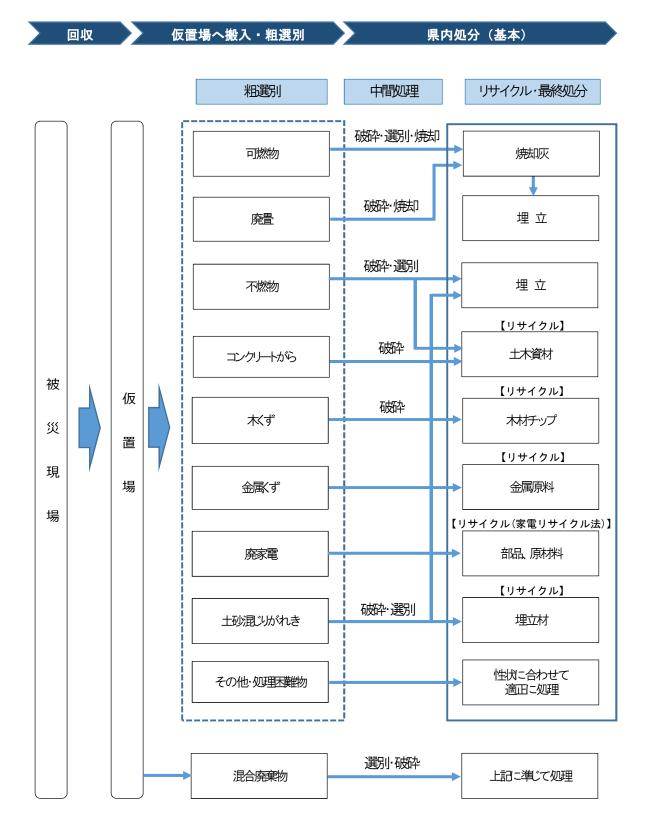


図1 処理フロー

② 仮置場の設置・管理等

ア 市町ごとの設置状況

県内13市町に36箇所の仮置場を設置しており、現時点(令和元(2019)年11月15日)で 13箇所の仮置場で災害廃棄物を受け入れている。

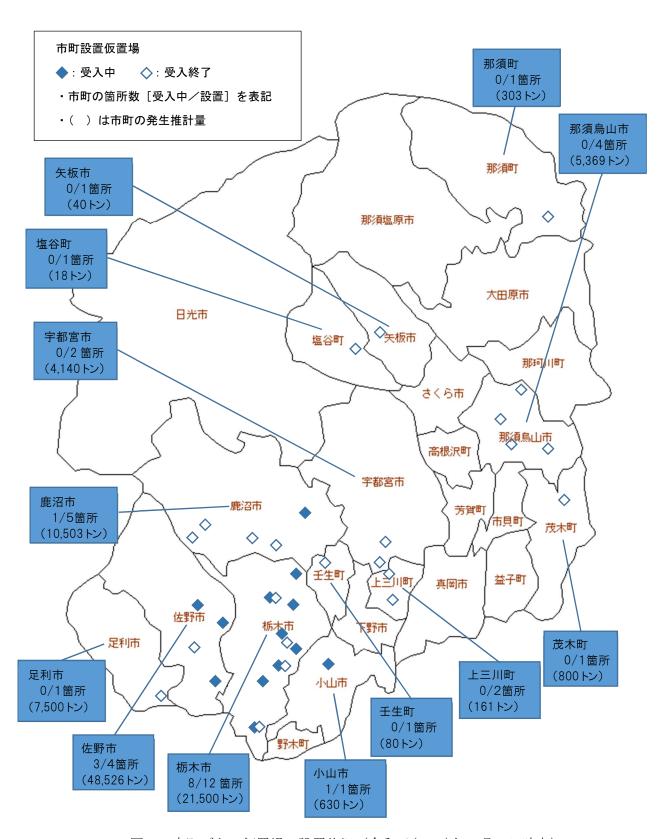


図2 市町ごとの仮置場の設置状況(令和元(2019)年11月15日時点)

イ管理

・ 仮置場の設置者は、場内での火災、災害廃棄物の飛散、土壌汚染、不法投棄等を防止する対策を講じるとともに、作業員の安全対策を徹底する。

ウ 災害廃棄物の選別・搬出、仮置場の撤去

- ・ 仮置場に搬入された災害廃棄物について、粗選別を行った上で、廃棄物処理施設を 活用し処理を行う。
- ・ 仮置場からの搬出完了後は、順次仮置場の撤去を行う。特に、身近な仮置場※については、生活環境への影響を考慮し、年内を目途に災害廃棄物を搬出し、撤去を行う。
- ※ 身近な仮置場 … 学校・病院・水源など周辺に人が集まる施設に近い仮置場 住宅が密集した地域の仮置場 等 (環境省通知)

③ 処理方法

- 処理に当たっては、適正かつ迅速に処理することを原則に、平時と同様に再使用・再生利用・熱回収・適正処分という順位により処理を行う。
- 環境負荷の大きい焼却処分(単純焼却)量及び最終処分量を可能な限り低減する。

ア 県内処理と広域処理

- ・ 県内市町等及び民間事業者団体等と連携し、県内廃棄物処理施設を最大限活用する ことを基本とする。
- ・ 災害廃棄物発生量、県内廃棄物処理施設における処理可能量、迅速な処理等の観点 から県外広域処理の必要性について検討を行い、県内の廃棄物処理施設のみでは処理 が困難と判断された場合には、県外の処理施設も活用した広域処理を実施する。

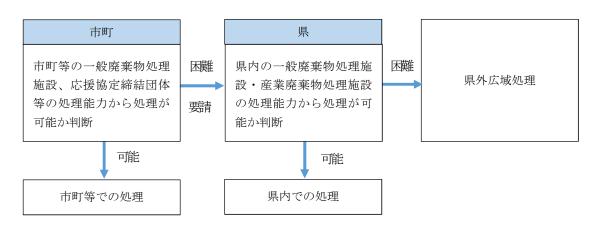


図3 県内処理と広域処理の判断フロー

イ 焼却処理及び最終処分

- ・ 災害廃棄物の処理においては、再使用及び再生利用を優先するが、それらが困難な 廃棄物は、焼却処理により減量化、安定化、無害化を進める。その際は、可能な限り熱 回収を図る。
- ・ 再使用、再利用及び焼却処理が困難な廃棄物並びに焼却残さ (焼却灰、ばいじん) は埋立処分を行うものとする。

3 処理スケジュール

基本方針に従い、発災後1年間での災害廃棄物の処理完了を目指す。

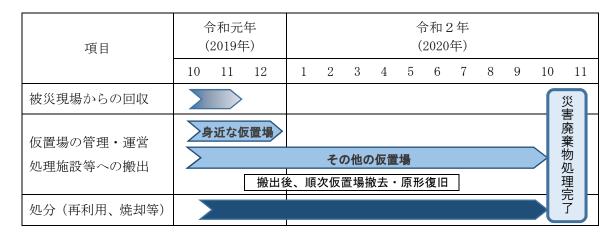


図4 処理スケジュール

4 進捗管理

災害廃棄物の処理の進捗管理のため、被災市町について、定期的に災害廃棄物の処理状況及 び仮置場の設置状況等を把握する。